

参议院社会労働委員会会議録第三十四号

昭和三十一年五月十四日(月曜日)午前十一時四十六分開会

委員の異動

五月十一日委員常岡一郎君辞任につき、その補欠として早川慎一君を議長において指名した。
五月十二日委員早川慎一君辞任につき、その補欠として常岡一郎君を議長において指名した。

本日委員加藤武徳君、寺本廣作君及び中川以良君辞任につき、その補欠として最上英子君、井村徳二君及び西岡ハル君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

高野 一夫君
山下 義信君

委員

井村 徳二君
草葉 隆圓君
紅露 みつ君
柳原 亨君
西岡 ハル君
深川タマエ君
最上 英子君
横山 フク君
田村 文吉君
森田 義衛君
常岡 一郎君

政府委員

厚生政務次官 山下 春江君
厚生大臣官房総務課長 小山進次郎君

厚生省公衆衛生局長 楠本 正康君
厚生省業務局長 森本 潔君
事務局副 常任委員 多田 仁己君
会専門員

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件
○へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○採血及び供血あつせん業取締法案(内閣提出)
○食品衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○理事(山下義信君) これより社会労働委員会を開会いたします。
委員の異動を報告いたします。五月十一日付常岡一郎君辞任早川慎一君選任、五月十二日付早川慎一君辞任、常岡一郎君選任、五月十四日付加藤武徳君辞任、最上英子君選任、同日付寺本廣作君辞任、井村徳二君選任。

○理事(山下義信君) 参考人の出席要求に関する件をお諮りいたします。健康保険法等の一部を改正する法律案の審査の便宜のため設置した保険経済に関する小委員会において、参考人の出席を求め、意見を聴取したいとの申し出がございます。保険経済に関する事項の調査のため、参考人の出席を求め、保険経済に関する小委員会において意見を聴取することとし、日時、人選その他の手続等は委員長及び小委員長に

御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○理事(山下義信君) 御異議ないと認めます。よって参考人の出席を要求することに決定いたしました。

○理事(山下義信君) へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を願います。
○高野一夫君 政府側の方に、事務当局でけっこうですが、伺いますが、この法案はきわめて簡単だと思っております。大体様子はわかってはいるのですが、一、二の点について簡単に伺いますから、御答弁はきわめて簡潔にお願いします。

この第一条で、へい獣という文字が変っているのは、これはどういうわけですか。点々がなくなったのは、何か最近のこれが流行か、あるいは文部省の規定がこういうふうになっているのですか。
○政府委員(楠本正康君) 現在制限漢字を使います場合には、かなで書くことになっております。その場合に、現在点をつけてない仕組になっております。従いまして、制限漢字の例にならぬように、点を削除したわけでございます。

○高野一夫君 わかりました。このへい獣の取扱場また化製場というものは、これは第三条によれば、都道府県知事の許可ということになっております。省令の定めるところによりというただし書きがついているのだけれども、これはどういうような省令の定めるところによつて、都道府県知事の許可ということになりますか。そうすると、この許可を受けなければ、取扱場また化製場というものは勝手に設置はできないということにもなるわけですか、その点簡単に。
○政府委員(楠本正康君) この省令の内容は、事務的な申請の手続等を主としてうたつてございます。従つてその場合に、その構造、設備その他につきましては、すでに政令で他に定めがございますので、この省令はきわめて事務的な手続等をうたつておきます。

○高野一夫君 この許可制度をとつたのは、非常に悪臭を放つとかいうようなことが原因だろと思つて、へい獣取扱場、化製場にはとんどひとしいような悪臭を放つ場合が別の場合にもあると思うのですが、たとえば豚を飼う場合、鶏を飼うような場合、そういうような場合にはどういふようになりますか。これによつて規定があるわけでもないだろと思つて、関連して伺つておきたいと思つてます。

○政府委員(楠本正康君) 御指摘の通り、豚その他の畜舎につきましては、場所によりましては、へい獣処理場あるいは化製場同様な衛生な事態を生じない場合があります。しかしながら、この畜舎の場合につきましては、特にこれが非常に多いこと等を考

えまして、一応届出制としたわけでございます。しかしながら、実際の構造設備の基準あるいはいろいろ取扱上の注意等は以上のへい獣処理場と全く同様に扱つておきます。従いまして、届出をして施設を設けた結果、かりにも非常に不衛生な施設になります場合には、当然これは政令の違反等になるかと存じますので、かような場合には、
〔理事山下義信君退席、理事高野一夫君着席〕
まず第一義的には改造命令等を出しまして、なお十分に衛生上の注意が守られない場合には、あらためて閉鎖命令等をいたすことに相なつておきますので、事実上は届出であつても、多数の人の住んでいふような場所におきまして、不衛生な施設は事実上設けられないことに相なると、かように考えております。

○理事(高野一夫君) 今の問題でもう一つこの席から伺いますが、それはこのへい獣処理場に関する法律で、そういう家畜のことが取り締まれるのですか。それだまど何か、何条かにそういうことが出ておられますか、その点だけ一点伺つておきたい。

○政府委員(楠本正康君) これは準用規定によりまして、これらの取締り事項を特別な地域の畜舎等にも適用いたすことによりまして、取締りをしていくわけでございます。

○柳原亨君 この規定を準用いたしました動物の数をいろいろ制限しておられ

るようでありますが、その科学的論拠はどうかというところにあります。

○政府委員(楠本正康君) 科学的な根拠というほどのことでもございせんが、この鶏、アヒル等につきましては、現在まで八千件ほどでいろいろの各地から苦情が出ております。これらの苦情の出ました施設を調べてみますと、おおむね大量にアヒルあるいは鶏等を飼つておるものでございまして、かような実情から考えまして、大体鶏の場合は百羽、アヒルの場合は五十羽くらいを、ただいま申し上げました苦情の実情から、考えただけでございませぬ。なお犬等につきましては、これは夫婦の犬をつがいの犬を飼ひまして、つまり子供等が生まれる場合には、子供の数も非常に多うございまして、十頭くらいを適当と認めただけでございませぬ。なお綿羊やヤギ等につきましては、大動物ほどは被害が多くない実情でございませぬ。のみならず、かようなものは子供を二頭程度生むというふうなことから四頭程度といたしたわけでございます。

○楠原亨君 大体御経験とか陳情からそういうことになったというお話でございませぬが、鶏が百羽とか、アヒルが五十羽というところは、まあアヒルは水の中に一日おるといふようなことからでしょうが、あまりに懸隔がひどくはないでしようか。

○政府委員(楠本正康君) アヒルはどうしても水を必要といたしません関係で、鶏以上に不潔になりがちなのは当然でございまして、先ほどこれもお答え申し上げましたように、現在までいろいろ苦情の出しております実情を調べまして、その数に、アヒルと鶏との

場合には相当な開きがあるのございませぬ。

○楠原亨君 最近畑を犬、ネコ等の家畜が荒しますというところから、畑にいろいろの農薬を塗りましただえさをまいておる。これをまいて、食べました場合には、数分後に犬なりネコが死ぬといふことに相なっておりますが、畑においてはこれは当然なことかも知れませぬ。最近それがだんだん進みまして、道ばたにこれをまき散らすといふことが現に行われておるのであります。部長はお調べになればすぐわかりませぬが、各獣医師が取り扱っております。これらの農薬に対する被害というものは相当な数に上ると思つて、子供が、さらにこれは家畜でなしに、子供その他がこれを拾うといふようなことになった場合には、その害毒というものは非常なことになると思つておられますが、それらのごとくについてはお取り締りはどうなすに行われておるのでありますか。

○政府委員(楠本正康君) 農薬として動物、獣類を斃殺いたします場合には、主として殺鼠剤系統が使われておるようになつておる。この場合、御指摘のように、畜犬あるいはネコ等に相当な被害が出ておることは事実でございませぬが、この点もかねて注意をいたしております。それからなお殺鼠剤につきましても、フラトールの場合にはこれは人体にも慢性的な影響を与えますので、フラトールの使用に關しましては、特に地域をあらかじめ指定する等の方法を講じて取り締つておられますが、一般殺鼠剤につきましては、その致死量と申しますか、人体に及ぼす量と小動物を毒殺いたします量との間に

きわめて大きな開きがありますので、人体に對して心配ないという観点から、一応現在のところは特に殺鼠剤の使用に對して取り締つておることはいたしております。しかし、今後よく事態を見きわめまして、必要がありますれば、相当の規制を研究いたしたいと、かように考えております。

○楠原亨君 その実態を見きわめるのには、相当の規制を研究いたしたいと、かように考えております。

○森田義衛君 現在の規定で、第八条に「左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。こういふ規定があるいはその他の罰則規定があるのですが、この罰則規定が今後強化されておりますが、私こういふ経済的な法規に對して特に刑罰をもつて威嚇しなければならぬかといふ点に對して、どうして懲役六月を一年に直さなければならぬかといふ点に對して御意見を聞きたい。

て社会に對する影響も大きく、のみならず、注意すれば、当然この被害を与えずに済むものを、注意を怠るといふようなところが十分に認められますので、従来ともいろいろ注意をして参つておられますが、しかしながら、現在各地におきまして特にこの市街地等に於きましては、この問題はきわめて深刻な問題にもなつております。私もかねていろいろの注意し、また監督をいたして参つておりましたが、なかなか効果が上らぬのが現状でございまして、この点は今後一そう指導徹底いたしまして、同時に一方、この法律を整備いたしまして、特に最近の他の法令との関係を考慮いたしまして、罰則の調整をはかるわけでございます。

○森田義衛君 それでは第八条、第九条に違反して実際にこういふ何と何とが刑罰法規を適用した事例はどれくらいあるかお聞きしたい。行政指導力じゃどうにもならぬ、しかも一般の公衆なりその他に迷惑をかけてどうにもならぬといふ面で、果してかつて刑罰法規を適用した例があるかどうか。

○政府委員(楠本正康君) 実際問題として、この刑罰を適用した例はいままでございませぬ。しかしこの点につきましては、他の法令との関係も考慮いたしまして、調整をいたしたわけでございます。

○森田義衛君 しかし、ほかのやはり経済法規でも、これは運輸省関係に入るのじゃないかと思ひますが、旅行あつせん業も刑罰法規の改正をやつておる。他の法令との振り合い、振り合いとおっしゃるが、お互いに刑の上げ下げをしていられるような気がする。どこにも基準がある感じがしない。どうい

た基準が正しいか、六カ月以下の懲役だけでも十分過ぎるほど十分で、實際迷惑するわけなのですが、それを一年に上げることによつてどれだけの取締り効果があるか、その限界点を御説明願わないと承知できないのですが。

○政府委員(楠本正康君) 私どもが、實際にこの取締りその他の行政措置をいたしていきませぬ場合に、御指摘のように、単に刑罰にたよつて仕事をしようといふようなことが適当でないことは申すまでもございませぬ。従いまして、私どももいたしましては、たとえ規定は規定といたしまして、常時よく取締り指導いたしまして、それによつて問題の解決をはかつていくことが適当かと、かように思つております。

○森田義衛君 私申し上げるのは、ですからやはりこの経済法規的に、経済力その他に對して、この施設の改善命令でも何でも出さなければ、實際に無理があるといふことを言つた。どういふことをやつたら無理が生じてくるのだ。そこをやはり自信を持って行政指導をやつてもらつて、刑罰法規にたよらないとおっしゃるのですから、今後においても、こういふたような法規にたよらないやり方をやはり何といたしまして、このこと自体に對しては、掲げること

を特に修正しるとは申しませぬが、そういうことにはたよらないやり方をやつてもらうように、政務次官から一つ御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(山下春江君) 森田委員のおっしゃることは非常にごもっともな御意見でございませぬが、私どもも、今後こういふたような刑罰にたよらないで指導をやつていきたいと思ひます。

た基準が正しいか、六カ月以下の懲役だけでも十分過ぎるほど十分で、實際迷惑するわけなのですが、それを一年に上げることによつてどれだけの取締り効果があるか、その限界点を御説明願わないと承知できないのですが。

○政府委員(楠本正康君) 私どもが、實際にこの取締りその他の行政措置をいたしていきませぬ場合に、御指摘のように、単に刑罰にたよつて仕事をしようといふようなことが適当でないことは申すまでもございませぬ。従いまして、私どももいたしましては、たとえ規定は規定といたしまして、常時よく取締り指導いたしまして、それによつて問題の解決をはかつていくことが適当かと、かように思つております。

○森田義衛君 私申し上げるのは、ですからやはりこの経済法規的に、経済力その他に對して、この施設の改善命令でも何でも出さなければ、實際に無理があるといふことを言つた。どういふことをやつたら無理が生じてくるのだ。そこをやはり自信を持って行政指導をやつてもらつて、刑罰法規にたよらないとおっしゃるのですから、今後においても、こういふたような法規にたよらないやり方をやはり何といたしまして、このこと自体に對しては、掲げること

を特に修正しるとは申しませぬが、そういうことにはたよらないやり方をやつてもらうように、政務次官から一つ御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(山下春江君) 森田委員のおっしゃることは非常にごもっともな御意見でございませぬが、私どもも、今後こういふたような刑罰にたよらないで指導をやつていきたいと思ひます。

○森田義衛君 しかし、ほかのやはり経済法規でも、これは運輸省関係に入るのじゃないかと思ひますが、旅行あつせん業も刑罰法規の改正をやつておる。他の法令との振り合い、振り合いとおっしゃるが、お互いに刑の上げ下げをしていられるような気がする。どこにも基準がある感じがしない。どうい

て社会に對する影響も大きく、のみならず、注意すれば、当然この被害を与えずに済むものを、注意を怠るといふようなところが十分に認められますので、従来ともいろいろ注意をして参つておられますが、しかしながら、現在各地におきまして特にこの市街地等に於きましては、この問題はきわめて深刻な問題にもなつております。私もかねていろいろの注意し、また監督をいたして参つておりましたが、なかなか効果が上らぬのが現状でございまして、この点は今後一そう指導徹底いたしまして、同時に一方、この法律を整備いたしまして、特に最近の他の法令との関係を考慮いたしまして、罰則の調整をはかるわけでございます。

○森田義衛君 それでは第八条、第九条に違反して実際にこういふ何と何とが刑罰法規を適用した事例はどれくらいあるかお聞きしたい。行政指導力じゃどうにもならぬ、しかも一般の公衆なりその他に迷惑をかけてどうにもならぬといふ面で、果してかつて刑罰法規を適用した例があるかどうか。

○政府委員(楠本正康君) 実際問題として、この刑罰を適用した例はいままでございませぬ。しかしこの点につきましては、他の法令との関係も考慮いたしまして、調整をいたしたわけでございます。

れども、実際にはいろいろな指導をい
たしませんが、被害を及ぼしておる点
がございまして、将来こういふ文字
を削除してもやっつけていけるように努力
をいたしますけれども、ただいまのと
ころは、こういふものをおきますこと
によって、あやまちなきようにいたし
たいと思ひます。御趣旨の点は十分尊
重いたしたいと思います。

○森田義衛君 それから第二点の改正
の趣旨説明の中で、へい獣処理場、い
わゆる畜舎の構造設備の基準を政令で
明確に定めるといふことですが、どう
いった基準をおいてお定めになるの
か。こういふことがあまり経済的に
無理な点があれば、こういふ規定を
おきましても効果が少ないのではない
か。そういふ点、どういふ点を考慮
してこういふ政令をおきめになるの
か、一つ基準を政令で定めるといふそ
の要領を指示願ひたいと思ひます。

○政府委員(楠本正康君) これらの施
設につきましては、たとえますれば、
床をコンクリートにして水が流せるよ
うにするとか、あるいは臭気の排気孔
を設けるとか、あるいは給水設備を実
施するとか、きわめて具体的な問題に
ついて実施をしていきたいと思います。

なほこれらの点に關しましては、一
応こうした施設は、都会地等に主とし
て限られたものでございまして、特に畜
舎の場合には、都会地を中心に考へて
おりますので、この程度のこととはわし
る当然なことではないか、かように考
へておる次第でございまして。

○理事(高野一夫君) ほかに御発言ご
ざいせんか。——御発言なければ、
この機会に御報告申し上げます。五月

十四日付中川以良君辞任、西岡ハル君
が選任せられました。

○理事(高野一夫君) 他に御発言もご
ざいせんければ、質疑は尽きたもの
と認めてお異議ございませぬか。

○理事(高野一夫君) 御異議ないもの
と認めます。それではこれより討論に
入ります。(討論省略)と呼ぶ者あり

それでは討論はこれで終局したものと
認めて差しつかえございせんか。

○理事(高野一夫君) 御異議ないもの
と認めます。それではへい獣処理場等
に關する法律の一部を改正する法律案
について採決をいたします。本案を原
案通り可決することに賛成の方は挙手
を願ひます。

○理事(高野一夫君) 全会一致と認め
ます。よって本案は全会一致をもって
原案通り可決すべきものと決定いたし
ました。

なほ本会議における口頭報告の内
容、議長に提出する報告書の作成その
他の手続等につきましては、委員長に
御一任願ひたいと存じますが、御異議
ございせんか。

○理事(高野一夫君) 御異議ないもの
と認めます。

それから報告書には賛成者の署名を
付することになっておりますから、本
案を可とせられた各委員は順次御署名
を願ひます。

多教員見者署名
常岡 一郎 深川タマエ
西岡 ハル 最上 英子

森田 義衛 草葉 隆園
横山 フク 榎原 亨
井村 徳二 紅露 みつ
田村 文吉

○理事(高野一夫君) 次に、採血及び
供血あつせん業取締法案を議題といた
します。御質疑を願ひます。

○榎原亨君 この法律におきまして、
なま血を輸血する場合に、もしもその
給血者にいろいろ毒があるような場合
には、これを調べなかつた医療担当者
が責任をとるといふようなことが規定
されておるのでありますが、多くの場
合、なま血を輸血いたします場合には
緊急な場合が多いのでありまして、そ
の場合に、たとえて申しますと、梅毒
の反応を調べるといたしまして、簡
単な梅毒の反応は調べることができま
すが、正式な梅毒の反応を調べて結果
を判定いたしますには長時間を要する
と思うのでありますが、そういうい
とまがないときに、そういう措置をして
そこに被害が起つた場合には、その医
師なら医師が処罰をされるというよう
なことにならぬと思うのでありますが、
この点についての当局のお考えをただ
したいと存じます。

○政府委員(森本潔君) なま血を輸血
いたします場合には、現在医師法に基
きまして、輸血に際し、医師または歯
科医師の準拠すべき基準というものが
ございまして、それにつきまして、医療
行為の内容として、血液の無害なことを
確認してから使用することになって
おります。ところがただいまお話のよ
うに、緊急の場合におきまして全部の
検査ができない、こういうような場合
があると思うのであります。さような

場合におきましては、一応さしあたり
できるだけの検査を願ひまして、こと
にこの梅毒のごときものになりま
すと、精密な検査をするには数日を要す
るのであります。従ひましてその場合
に、自後におきまして検査をする、そ
うしてかりにさような有害なものであ
りますならば、それに応ずるところの
治療方法を自後において講じていた
だく、かような措置ができれば足るの
でありまして、使用する際に完
全なものでなければならぬというこ
とは、緊急の場合においてはやむを得
ないことである、かように考えてお
ります。

○榎原亨君 在来、昔の、前の規定と
申しますか、前の規定によりましてい
うと、これらの給血者それ自身がやは
りふだんから梅毒反応なりそういうも
のの反応検査を受けている、そういう
ことを証明する証明書を持っていると
いうことが規定されたときもあつたと
私は思ひますが、そういうこと
と全然ない。そういうことを規定い
たしませんが、実際の上におきまして
はどうも無効である、そういうよう
にお考えになってそういうことを全然や
らないというふうに御規定になつたと
思ひますが、ないよりはあつ
た方がましであるというふうに私ども
考へるのですが、この点についてどう
いうふうなお考えを持っておりますか。

○政府委員(森本潔君) 過去におきま
して輸血取締規則という省令がござい
ますが、その規定におきましては、給
血者は血液型とかあるいは血液の有毒
でないという証明書を持っているとい
うような規定があつたやうでございま
す。ところがただいまお話のように、

この証明を全部信することができな
い、人によりましては正しくない証明
を持つてくる、それによって医師が使
用する、かような点がございます。従
ひまして、全面的にそれに依頼する
ということとは適當でないという結論で
ございまして。しかしながら今お話のよ
うに、使用される医師がこの者の証明で
あれば間違いないと信用をされると
き、信用されてその証明書によって検
査をせずに使用された、こういうこと
もこれは差しつかえないことでありま
す。ただし、その際におきましても、
使用される医師が医師の責任において
無毒であるということを保証されて使
用される、こういうことになると思
ひます。従ひまして、そういうものがあ
ることとはけつこうでございまして、し
かし、その支障があるかないかとい
うことは、やはり使用されますとこの
医師の御判断に待つと、かようなこ
とでございまして。

○榎原亨君 ほかの者の証明書を偽
わつて使用するとかなんとか、そうい
うような違反行為はどの法律において
もあるわけでありまして。従ひまして、
そういうことを法律で規定いたしまし
て、そういう違反者がある、またそう
いうことだけに医師の方においてたより
まして、これをたよって輸血をする
というふうなことはこれはほとんどない
ことではあります、給血者の立場から
必ず自分は健康診断を一応受けてお
くということを規定すべきであつて、給
血者はあつてもなくてもいいのだ、
医師が輸血をするときだけそういう
ことを規定するといふことでは、こ
れは少しおかしいのじゃないかと思
うのであります、その点を重ねてお

いますか。

○政府委員(山下春江君) 榊原委員の
ただいまの御忠告、御要望は全く私同
感でございます。輸血を受けます病
人も重病人であり、血を供給いたしま
す者も誤まれば人命にかかわる重大な
仕事を営利的な業者にかかせる。町を
歩きますと私が最もきらいなポスター
は血を賣うというあのポスターであり
まして、私は厚生省の係に、あれを東
京都から全部はがしてもらいたいとい
言ったぐらい、私はこの仕事に對しま
しては重大な責任を国が感じなければ
ならぬという事は、これは同感でござ
います。将来はそうのようにいたし
たいと思っております。

○深川タマエ君 血液を採取する方の
側の人の規定はごまごまどこに掲げ
られておられますけれども、血を提供す
る方の側の規定が少いように思うので
すけれども、たとえば、一日に一人の
人体から幾らまでは取ってもいいと
か、あるいは一カ月に幾らとか、ある
いはその人の血圧の程度を調査する
か、何か採取される方の側の健康状態
の規定とか何とかいうことはここでは
必要ないのでしょうか。

○政府委員(榊本潔君) その点につ
きましては、この被採血者の健康保護と
いうことが非常に大事な問題でござ
います。この立法されましたところの
一つの理由もそこにあるのでございま
す。ただこれを表現いたしましたのは、
十三条におきまして、採血者の義務と
いう条項がございまして、その際にそ
の条項におきまして、第一項において
書いてございまして、採血する場
合に厚生省令で定める方法によって健
康診断をしていただく。それからその

結果、貧血者でありますとか、年少者
でありますとか、妊娠中の者でありま
すとか、その他採血が健康上有害であ
るとされる者、ごまかい点につきま
しては、ごまかい点につきましては、
ごまかい点につきましては、血液の一
日の採取量その他につきましては省令
で規定するつもりでおりますので、そ
の省令によってごまかい点を規定し
て、健康保護に遺憾のないようにした
い、かように考えております。

○深川タマエ君 それじゃ万事医師の
診察の結果ですだから信用でござい
ます。わけてすね。
○理事(高野一夫君) ほかに御発言ご
さいませんか。ほかに御発言もござ
いませぬければ、質疑は尽きたものと
認めることに御異議ございませぬか。
○理事(高野一夫君) 御異議ないもの
と認めます。

○理事(高野一夫君) 御異議ないもの
と認めます。
○理事(高野一夫君) 御異議ないもの
と認めます。
○理事(高野一夫君) 御異議ないもの
と認めます。
○理事(高野一夫君) 御異議ないもの
と認めます。
○理事(高野一夫君) 御異議ないもの
と認めます。

ます。よって本案は全会一致をもって
原案通り可決すべきものと決定いたし
ました。
なお、本会議における口頭報告の内
容、議長に提出する報告書の作成その
他の手続等につきましては、委員長に
御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませぬまいか。
○理事(高野一夫君) 御異議ないもの
と認めます。
それから報告書には賛成者の署名を
付することになっておりますから、本
案を可とされた方は順次御署名を願
います。

多数意見者署名
常岡 一郎 深川タマエ
西岡 ハル 最上 英子
森田 義徳 草葉 隆圓
横山 フク 榊原 亨
井村 徳二 紅露 みつ
田村 文吉

○理事(高野一夫君) ちよつと速記を
とめて。
○理事(高野一夫君) 速記を始めて。
次に、食品衛生法の一部を改正する法
律案を議題といたします。御質疑を願
います。
では私から政府側に、事務当局に伺
いますが、先般来この問題について私
が御尋ねして、いまだにこの食品衛生
の根本の問題について理解しがたい点
が多々あるわけであります。特にこの
添加物の取締りが非常にむずかしい
と思っておりますが、この添加物なり原料なり
についての解釈がまだはっきりしない
わけであります。そこで私は考えます

が、ごまかしましたことを伺うのはもう
やめなければいけません。この規定の中にな
らぬ原料という規定をお置きにならな
かったか、その点を伺いたい。
○政府委員(榊本正康君) 食品衛生法
におきましては、特に原料という規定
はございませぬが、ただ原料的な考え
方といたしましては、食品あるいは添
加物中にこれを含めておる次第でござ
います。従ってこの使用目的から考え
ますと、もちろんこの原料的なものを
も食品ないしは添加物に含めてあるわ
けでございませぬ。

○理事(高野一夫君) 私から伺いま
す。添加物と原料と食品の区別がた
だいまの御答弁のようにあいまい模
しておるところに、この食品衛生法の
根本の欠陥があると私は考える。た
えばコンニャクを作るのにコンニャ
ク・イモだけではコンニャクはできな
い。コンニャク・イモに石灰をまぜて
練って、そしてコンニャクができるわ
けであります。そのときに、原料がコ
ンニャク・イモであるか、石灰は添加
物であるか、原料であるか、こういう
こともはっきり区別しなければ、コン
ニャクの取締りはできないと私は思う
のです。これはどういふふうに考えら
れますか。

○政府委員(榊本正康君) ただいまも
お答え申し上げました通りに、食品と
いうものを広く解釈いたしました。こ
の中に原料的なものをも含めておりま
す。添加物についても同様でございま
す。従いまして、実際の取締りという
段階になりますと、さように広く解釈
した食品の定義及び広く解釈いたしま
した添加物の定義によりまして、実際
の取締りというものの決定は十分に期

し得られるものと考えております。
○理事(高野一夫君) 伺いますが、私
は別な考えを持っているので、あえて
あなたと討論はしません。そこで、わ
れわれがビールを飲みに行くと、よく
グリーンピースというやつが出る。これ
はエンドウが原料である。それに緑色
の色をつけて、いかに新鮮なるエン
ドウであるかのごとき色彩を与えて、
わわれわれはそれを食べているわけであ
る。そのエンドウにあの色をつけるの
には、私は学者から聞くと、硫酸銅で
すか、を使っておると思いますが、こ
れは添加物になりますか、原料にな
りますか、グリーンピースというものを考
えて添加物になりますか、原料になり
ますか。

○政府委員(榊本正康君) この法律に
おいて取り締まる対象といたしまして
は、着色剤は添加物として取締りをい
たします。しかしながら、これが原料
的なものであることについては、これ
は申すまでもございませぬ。
○理事(高野一夫君) 伺いますが、ア
ズキを材料にしまして、あんこの、い
わゆるさらしあんを作る、なおい
ろなまんじゅうなんか、しるこに、
さらしあんのまんじゅうをたくさん
作って食べるわけでありまして、その
あんこをさらすのには、ハイドロ・サ
ルフアイトを使うのであります。こ
れはさらしあんというものを考えた
場合、添加物になりますか、原料にな
りますか。そしてまたそれはおそろく
あなたの答弁は添加物であるというこ
とでございませぬが、これは洗たく
屋なんかでも、洗たく物の色をさらす
ためにこれを使っておるものでありま
すが、これはどういふふうな考え方で

これを許可されているか、どういふ基準で許可されているか、伺いたい。

○政府委員(楠本正康君) 漂白剤につきましては、いろいろな漂白剤もございまして、また危険も伴いやすいものでございまして、このハイドロ・サルファイトを、漂白剤の場合には規格、基準を定めて、それに合うもののみを使わすこととしたして、現に認めておるわけでございまして。

○理事(高野一夫君) 私から伺います。終戦後サッカリンとズルチンは許可しておる。サッカリンは劇物、ズルチンは猛毒を持った毒物である。砂糖がないためにズルチン、サッカリンを許可するときには、学界から猛烈な反発があつたはずである。特にズルチンなどは当然使用を許可すべきでないという反対があつたにもかかわらず、当時厚生省は砂糖がないというので、しかも国民が甘味に飢えているというので、当分の間というふうな条件付で許可されたと思つておる。今砂糖が非常にふんだんに出回つたにもかかわらず、なおズルチンの無制限許可をされておることはどういふわけですか。

○政府委員(楠本正康君) このズルチンにつきましては、使用の当初におきましては、ただいま先生も御指摘の通りでございますが、なるほどその後砂糖も出回つて参つておきますので、目下国立衛生試験所におきまして、試験研究をいたしておりまして、遠からずその結論を待つて、適当な処置を研究いたしたいと、かように考えている次第でございます。

○理事(高野一夫君) 私から伺います。それは私は非常に不可解なる御答弁を伺うので、すでに外国においても

ズルチンの猛毒性、それから日本の医学界においては、臨床的に見て、ズルチンがいかに猛毒で、人体に障害を与えるかということについては、すでに学説で定説があると考へる。それを、今ごう厚生省の衛生試験所で試験しなれば、結論が出ないというふうなことで、これでご国民に対して、あなたそれで済むと思ひますか。私が医学者から開いておるごうに、最近二十才前後の、特に若い女の子に非常に肝臓疾患が多いということを開いておる。それは医学者の言ふところによれば、推察でありまして、おそらくズルチンが入つたいろいろなものを食べた結果、しかも終戦前後のころを考へて、ちょうどそれが二十才前後の若い女性に肝臓疾患として現れたのだというごうは、これは学界において常識になつておる。これから調査研究しなければならぬというごうになるならば、とうてい私どもは、そんなのんべんだらりした結論を待つておるわけにいかないと思ひます。いかがですか。

○政府委員(楠本正康君) なるほど学界の一部にはさうな御意見もあることを承知いたしておりますが、しかしこれとでも、いまだ確証というものを得ておられません。従ひまして、私どもとしては、かなり前からこの問題をいろいろ研究をいたしております。従つて間もなく研究も完了いたしますので、それによつて最終的な決定を定めたい、かように考へて、慎重な態度をとつて進んでおるわけでありまして。

も、確証のないものを、なぜズルチンは毒物に指定になつておるのです。

○政府委員(楠本正康君) この毒物の指定になつておりましたが、使用の量というものから勘案いたしましたして許されるものもございまして、使用の量から考へること、もう一つは、その程度というふうなものを判断していくべきものだと、かように考へている次第でございます。

○理事(高野一夫君) 私から伺います。あなたの御説明はきかめて非学問的、かつ厚生省が毒物指定をしたその解釈、定義に全く相反して思ふところの論争をあげておりました。あなたと論争をあげておりました。現在、現在しからは、ズルチンをなぜ無制限に許可しおられるのか。それと同時に、現在おられる子供、それから学童、われわれが口にする日常の飲食物の中に、ズルチンが入つたようなものはどういふものがあるか、厚生省ではすでに十分なデータがあるはずだと考へますので、どういふ品物が、つくた煮か、はんべんか何か知らぬけれども、さういふデータを御発表願ひたい。

○政府委員(楠本正康君) 今ズルチンが使われておりますのは、菓子類に使われております。

○理事(高野一夫君) 私から伺います。私の調査したところによりまして、一流品のキャラメルにも使つておる、ピーナツ・クリームにも使つておる、しるし屋のしるし、それからつくた煮、はんべん、かまぼこ、恐るべきは、学童用の甘味もつたパンにはほとんどズルチンが入つておる。さういふふうな事態を放置しておいて、野放しにしておいて、さうしてこの猛

毒な作用をもつた、厚生省が、政府が毒物の指定をしたズルチンを、砂糖のあり余つておる今日、なお許可して願ひないというごうで、食品衛生法を幾ら改正したところで、制定したところでも何ならぬ私は思ふのです。この点についてはどう考へられますか。

○政府委員(楠本正康君) 御指摘の点ごうもございまして、私どもも先ほどお答え申し上げましたように、現在すでに砂糖も広く出回つております。現状におきまして、あえてズルチンの問題を必ずしも従来通りの考へ方ではなく必要がないのじやないかというごうから出発しまして、慎重に研究を重ねておる次第でございます。遠からずその結論が出ましたら、適当な考へ方をいたしたいというごうが私どもの気持ちでございます。

○理事(高野一夫君) 私から伺います。ズルチンの問題については、あと一点伺ひますが、しからは、もしも國會が決議をしても、ズルチンの使用を禁止すべきであるという決議をいたしまして、厚生省に突きつけた場合に、その結論が出なければ決議に従ひませんか。その結論が出なくても、もしもわれわれがズルチン使用禁止を決議した場合の場合はどうされるか、それを伺つておきたい。

○政府委員(楠本正康君) はなはだお言葉を返すごうでございますが、ズルチンにつきましても、それがさういふ毒物、劇物であるかどうか今ちょっと調べておりますので、はなはだ失礼でございますが後ほど……。

○理事(高野一夫君) 政府側からだれか専門家、一つ答弁して下さい。そんなことはきまきまつておる。そのため

に法律にも出ておる、あいまい模範たるものでは絶対にありません。

○政府委員(楠本正康君) 私の方の所管でございますが、ズルチンそのものとして毒物、劇物に入つておりませんが、ちょっと私まだ勉強不十分でございます。何かの化学名でこれに載つておるかも知れません。ちょっとその点調べておりますので、しばらく御猶予いただきたいと思ひます。

○理事(高野一夫君) それじゃそのお調べになつておる間、あと五、六分伺ひます。これは先般も私は伺つた。さういふことを禁止される意思がないかどうかというごうを私は伺ひたい。それはあなた方がこの法律で、添加物と称せられるその添加物のまがいのものがあるわけである。いわゆる添加物は色を漂白したり、防腐の目的で、やたり、味をつけたりするものが添加物なんだが、そのものの実体でなくして実体であるかのごうに見せかける、いわゆる偽物、偽製造をやる。これをいわゆる偽和物と昔は称しておつたごうでありまして、先般私を例をあげてお尋ねをしたジャム、ノリを入れて、一流品のジャムのごうにみせかける。最近私も喫茶店を回つて調べてみましたが、最近アイスクリームで粘りつこいものがある。なかなかさじで切れないものがある。これも非常に多いのであります。これもまたノリが入つておる。濃いソースもそれである。さういふことになつて、CMCのごうは全く栄養価値がなく、そのまま排泄されるものであつて、ただ製品をまともな製品のごうにみせかけるための、いわゆる偽つて混せるものである。これをあ

る量を限って許可しておられるのでありすが、こういうものに対してはもつと厳重に取り締まる、あるいは禁止するといふ御意思がありませんか。いつかも聞いたビスケットの炭酸カルシウムにおいてもしかり、そのほかこういう例は幾らもありますか、こういうような一般民衆を誤らして、ほんとうのシャムだと思つて食うが、それは大半はほんとうのシャムではない、アイスクリームだと思つて食うが大半はアイスクリームでない、こういうようなことであつては、まことに食品野放しで、われわれすべての国民は金を払つて本物だと思つて食べ、飲むわけです。それに対して厚生省はさらに厳重な規格を設け、基準を設け、そしてある物についてはどしどし禁止するといふ御意思はありませんか。

○政府委員(楠本正康君) これは必ずかしい問題でございます、御指摘の通りに、CMC等がもつぱら形をごまかすものに使われたが、この点については御指摘の通りでございます。従つて先般もお答えを申し上げましたように、これが著しく使用目的を逸脱して使用されるという傾向であるならば、この問題は考えなくちゃならないといふことを申し上げたわけでございますが、ただかように栄養価値もなく、ただ単に必ずしも毒でないといふだけでいゝるなごまかし剤が出ておられます。かようなものを一括禁止をするということになりますと、たとへば寒天の類というやうなものもそれに含まれます。ずいぶんいろいろ多くかようなものもございますので、目下私どもの方におきましては、これらのものにつきまして一括慎重に研究をい

たしておりますが、ただ、従来の食生活の実態等から考えまして、なかなか困難な点があると、かように考えておる次第でございます。

○理事(高野一夫君) 私から伺います、寒天とCMCと同一に論ぜられることはおかしいと思つて、ことにCMCはここであつた方が規定しておられるように、化学合成品になるわけで、特別に厚生省の許可を要するようになっておる種類の物である。しかもあなた方は、ここで私は厚生省に対してまことに遺憾の意を表したいのは、常に調べて結論が出たらとおつしやるが、このCMCが不当に悪用されている事どももいろいろとがすつかりわかつておる。それを厚生省のこの食品衛生の取締りに當つておるあなた方が、これから調べてみて、非常に逸脱した使用方があるならば取り締まるというのではどうかと思つて、それならば食品衛生法なるといふ法律を作つても何にもなりませんよ。私はあえて厚生省を、あなたをいじめるわけではないけれども、おかしいと思つて。現実の姿なんです。こんなものは至るところみんな金を払つて食つておる。それを調査して実態がわかつたらは適当な処置をとるなんといふやうななまぬるいことを言つておつて、それでどうなるかと私は思つておつたがね。

○政府委員(楠本正康君) この点に關しましては、現在シャム等に使用目的を逸脱して使われていることも承知いたしております。従つて先日もお答え申し上げましたように、この点をもう少し固めまして、その結果適当な処置をとりたいということをお答えして

おるわけでございます。○理事(高野一夫君) 私からもう一べん伺いますが、あるいは希望になるかもしれません、食品衛生法を抽出しになるについて、厚生省の調査はきわめて疎漏ほんとうデータがない。そして従来この食品衛生法をもとにしていかなる取締りをされておるやうなもので私には見当がつかない。これをもとにして従来仕事をやりなつたはずだと思つてその結果をお伺いしても、ほとんどわれわれの満足するような御答弁を得られないといふのが現在の厚生省のやつておる食品衛生取締りの実態であるといふことが、二、三回のこの委員会においてはっきりして参つた。そこでこの法案については、いづれ他の委員の方からも詳細な御質疑があらましようが、私もこれについて質疑すれば幾らでも材料を持つておられますけれども、きょうは先ほどお約束したすので一十分前の時間になりましたから、私の質疑はきょうはこれとどめておきます。ほか御発言ございませんか。本案に対する本日の質疑はこの程度にいたしましたと思ひますが、御異議ございませんか。

○理事(高野一夫君) 御異議ないものと認めます。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十分散会

五月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、美容師法案(衆)

美容師法案
美容師法

(目的)
第一条 この法律は、美容師の資格を定めるとともに、美容の業務が適正に行われるように規律し、もつて公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律で「美容」とは、パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。
第三条 この法律で「美容師」とは、都道府県知事の免許を受けて美容を業とする者をいう。
第四条 この法律で「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。
(免許)
第三条 第四条に規定する美容師試験に合格した者は、都道府県知事の免許を受けて美容師になることができる。
2 美容師の免許は、精神病者又はてんかんにかかつておる者には、与えない。
3 この法律に定めるもののほか、美容師の免許に關して必要な事項は、政令で定める。

(美容師試験)
第四条 美容師試験は、都道府県知事が行う。
2 美容師試験は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七條に規定する者で次の各号の一に該当するものでなければ、受けることができない。
一 厚生大臣の指定した美容師養成施設において厚生省令で定める期間以上美容師たるに必要な知識及び技能を修得した者、一年以上の美地習練を経た者
二 厚生大臣の指定した美容師養成施設において厚生省令で定める期間以上美容師たるに必要な知識を修得し、かつ、美容所において三年以上美容の業の補助的業務に従事した者
3 美容師養成施設は、次の各号に掲げる養成課程の全部又は一部を設けるものとする。ただし、通信課程は、風間課程又は夜間課程を設ける美容師養成施設に限つて、設けることができる。
一 風間課程
二 夜間課程
三 通信課程
4 厚生大臣は、政令の定めるところにより、第二項に規定する美容師養成施設の指定に關する事務の一部を都道府県知事に委任することができる。
5 第一項から第三項までに定めるもののほか、美容師試験、美容師養成施設その他第一項から第三項までの規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

(登録)
第五条 都道府県に美容師名簿を備え、美容師の免許に關する事項を登録する。
2 前項に定めるもののほか、美容師の登録に關して必要な事項は、厚生省令で定める。
(無免許営業の禁止)
第六条 美容師でなければ、美容を業としておる者には、美容を業としておる者以外の場所における営業(美容所以外の場所における営業の禁止)

第七條 美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。
(美容の業を行う場合に講ずべき措置)

第八條 美容師は、美容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。
一 皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具を清潔に保つこと。
二 皮ふに接する布片を客一人ごとに取り替え、皮ふに接する器具を客一人ごとに消毒すること。
三 その他都道府県知事が定める衛生上必要な措置。
(健康診断)

第九條 美容師及び美容所のその他の従業者は、政令の定めるところにより、行政庁が毎年結核、トラホーム、皮膚疾患等の疾病の有無につき行う健康診断を受けなければならない。
2 都道府県知事は、前項の健康診断の結果同項に規定する者の就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めてその就業を停止することができる。
(免許の取消及び就業の停止)

第十條 都道府県知事は、美容師又は美容所のその他の従業者が、第三條第二項に規定する者に該当するとき、又は第八條若しくは前條第一項の規定に違反したときは、美容師については、その免許を取り消し、又は期間を定めてその就業を停止し、美容所のその他の従業者については、期間を定め

てその就業を停止することができ、
2 都道府県知事は、美容師がこの法律の規定に違反して刑に処せられたときは、その免許を取り消すことができる。
(美容所の位置等の届出)
第十一條 美容所を開設しようとする者は、厚生省令の定めるところにより、美容所の位置、構造設備、従業者の氏名等をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。
2 美容所の開設者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたとき、又はその美容所を廃止したときは、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。
(美容所の使用)
第十二條 美容所の開設者は、その美容所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第十三條の措置を講ずるに適當する旨の確認を受けた後でなければ、当該美容所を使用してはならない。
(美容所について講ずべき措置)
第十三條 美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。
一 常に清潔に保つこと。
二 消毒設備を設けること。
三 採光、照明及び換気を充分にすること。
四 その他都道府県知事が定める衛生上必要な措置
(立入検査)
第十四條 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該吏員に、

美容所に立ち入り、第八條又は前條の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。
2 前項の規定により当該吏員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人にこれを提示しなければならない。
(閉鎖命令)
第十五條 都道府県知事は、美容所の開設者が、第十三條の規定に違反したとき、又は美容師でない者にその美容所において美容の業を行わせ、若しくは第九條第二項若しくは第十條第一項の規定による就業の停止処分を受けている者にその美容所において就業させたときは、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ずることができる。
2 当該美容所において美容の業を行う美容師が第八條の規定に違反したときも、前項と同様とする。ただし、当該美容所の開設者が美容師の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽したときは、この限りでない。
(処分の理由の通知等)
第十六條 都道府県知事は、第九條第二項、第十條又は前條の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。
(美容師又は美容所の開設者の会)
第十七條 美容師又は美容所の開設者は、会を組織して、美容の業務に係る技術の向上及び施設の改善を図り、美容師の養成に関する事

業を行い、並びに会員の指導及び連絡に資することができる。
2 以上の前項に規定する会は、連合会を組織し、美容の業務に係る技術の向上及び施設の改善を図り、美容師の養成に関する事業を行い、並びに会員及びその構成員の指導及び連絡に資することができる。
(罰則)
第十八條 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。
第十九條 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。
一 第七條の規定に違反した者
二 第九條第二項又は第十條第一項の規定による就業の停止処分を違反した者
三 第十一條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
四 第十二條の規定に違反して美容所を使用した者
五 第十五條の規定による美容所の閉鎖処分を違反した者
第二十條 第十四條第一項の規定による当該吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二千円以下の罰金に処する。
第二十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第九條第三号から第五号まで又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の刑を科する。
(誹謗規定)
第二十二條 第九條第二項、第十條第一項(美容師の免許を取り消す

場合を除く)、第十一條、第十二條、第十四條第一項、第十五條及び第十六條(美容師の免許の取消に係る場合を除く)中「都道府県知事」とあるのは、保健所法(昭和二十二年法律第一号)第一條の規定に基き政令で定める市にあつては、「市長」と読み替へるものとする。
附則
(施行期日)
1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める。
(経過規定)
2 この法律の施行前美容師美容師法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定によりなされた美容師の免許、試験若しくは登録、美容所の構造設備の検査又は美容師若しくは美容所の開設者に係る業務停止その他の処分は、この法律の規定によりなされた美容師の免許、試験若しくは登録、美容所の構造設備の検査又は就業停止その他の処分とみなす。
3 この法律の施行前理容師美容師法第三條の規定により厚生大臣の指定した美容師養成施設又は同法同條の規定による実地習練は、この法律の規定により厚生大臣の指定した美容師養成施設又はこの法律の規定による実地習練とみなす。
4 この法律の施行前理容師美容師法第八條第三号又は第十二條第四号の規定により都道府県知事が定めた衛生上必要な措置は、この法律の第八條第三号又は第十三條第

二以上の前項に規定する会は、連合会を組織し、美容の業務に係る技術の向上及び施設の改善を図り、美容師の養成に関する事業を行い、並びに会員及びその構成員の指導及び連絡に資することができる。
(罰則)
第十八條 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。
第十九條 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。
一 第七條の規定に違反した者
二 第九條第二項又は第十條第一項の規定による就業の停止処分を違反した者
三 第十一條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
四 第十二條の規定に違反して美容所を使用した者
五 第十五條の規定による美容所の閉鎖処分を違反した者
第二十條 第十四條第一項の規定による当該吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二千円以下の罰金に処する。
第二十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第九條第三号から第五号まで又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の刑を科する。
(誹謗規定)
第二十二條 第九條第二項、第十條第一項(美容師の免許を取り消す

四号の規定により都道府県知事が定めた衛生上必要な措置とみなす。
5 この法律の施行前にした理容師美容師法第八條、第九條又は第十二條の美容師又は美容所の開設者に係る規定に違反する行為は、この法律の第八條、第九條第一項又は第十三條の規定に違反する行為とみなす。
6 この法律の施行前、理容師美容師法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百二十六号）施行後においてした理容師美容師法第十四條第一項後段に規定する美容所の開設者の行為は、この法律の施行後においてしたこの法律の第十五條第一項後段に規定する美容所の開設者の行為とみなす。
7 この法律の施行前理容師美容師法の規定によりした、美容所の開設に係る届出又は当該届け出た事項の変更に係る届出は、この法律の第十一條第一項又は第二項の規定によりした届出とみなす。
8 この法律の施行の際、現に美容所を開設している者が、理容師美容師法の一部を改正する法律施行の日前日から引き続き美容所を開設している者であり、かつ、理容師美容師法の一部を改正する法律附則第二項に規定する者であるときは、その者については、この法律の第十二條の規定は、適用しない。
9 この法律の施行前にした美容の業務に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百八十八号）による国民学校の

高等科を終了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終つた者又は厚生省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力がある者と認められる者は、当分の間、第四條第二項の規定の適用については、学校教育法第四十七條に規定する者とみなす。
（理容師美容師法の一部改正）
11 理容師美容師法の一部を次のように改正する。
理容師法
第一條第三項中「理容を業とする者をいい、美容師とは、美容を業とする者をいう」を「理容を業とする者をいう」に、同條第四項中「施設をいい、美容所とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう」を「施設をいう」に改め、同條第二項を削る。
第三條を次のように改める。
第三條 削除
第四條中「前二條を」第二條に改め、「又は美容師養成施設」を削る。
第五條第一項中「及び美容師名簿」及び「及び美容師を」、同條第二項中「又は美容師を」を削る。
第六條第二項を削る。
第六條の二中「又は美容師」及び「又は美容所」を削る。
第七條中「又は美容師」を削る。
第八條中「又は美容師」及び「又は美容」を削る。
第九條及び第十條中「又は美容師」を削る。
第十條中「又は美容所を」、同

條第二項中若しくは美容所」を削る。
第十一條の二及び第十二條中「又は美容所」を削る。
第十三條第一項中「又は美容所に立入」を「立ち入り」に改める。
第十四條中「又は美容所」若しくは「美容師」、若しくは「美容所」若しくは「美容」及び「又は美容師」を削る。
第十四條の三中「又は美容師」及び「又は美容師会」を削る。
第十五條第四号及び第五号中「又は美容所」を削る。
第十七條の二中「又は美容師」を削る。
（厚生省設置法の一部改正）
12 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。
第五條第三十一号中「理容師養成施設」の下に「及び美容師養成施設」を加える。
第九條第一項第十一号中「理容所」を「理容所、美容所」に改める。
（地方税法の一部改正）
13 地方税法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。
第七十二條第五項第十八号の次に次の一号を加える。
十八の二 美容業

五月十二日日本委員会に左の案件を付託された。
一、結核回復者の後保護施設設置に関する請願（第一三三七号）
一、日本赤十字社法改正に関する請願（第一三七六号）

一、健康保険法改正反対に関する請願（第一三七七号）（第一四〇一号）
（第一四〇四号）（第一四一九号）
一、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第五條改正に関する請願（第一三八〇号）
一、看護院の国立移管に関する請願（第一四〇二号）
一、療術既得権存続に関する請願（第一四〇三号）（第一四二〇号）
一、医師法第二十二條等改正に関する請願（第一四二二号）
一、老人福祉法制定等に関する請願（第一四二七号）
第一三七四号 昭和三十一年四月三十日受理
結核回復者の後保護施設設置に関する請願
請願者 群馬県前橋市田中町甲五九社会福祉法人群馬県社会福祉協議会長 金子金八 鈴木 強平君
結核回復者を一定期間收容し、医学的管理の下に必要な生活訓練と職業訓練を行い結核の再発を防止し、社会復帰を促進する後保護施設の現状は、財政的な面からははたはだしく設備が不十分であるのみでなく、その運営において幾多の困難があつて施設の機能を十分に果しえない状態であるから、後保護施設に対し国はもろろん、都道府県市町村が財源を負担し、施設の基準を適当に定め、設備、運営の万全を図るための立法措置を講ぜられたいとの請願。
第一三七六号 昭和三十一年五月一日受理

日本赤十字社法改正に関する請願
請願者 東京都北区滝野川町六ノ三五 瀬尾正吉
紹介議員 須藤 五郎君
現行の日本赤十字社法は、全面的に不備の法律であり、法律として立法の体をなしていない。例えば、赤十字社法第一條には、日本赤十字社の目的が明示され、同法第二條には、日本赤十字社の国際性が明規されている。それであるのに同法第三十五條には、「日本赤十字社は、社会事業福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の規定する第一種社会福祉事業および第二種社会福祉事業を經營するものとする」と規定してあつて、広く国内的社會事業を經營することを日本赤十字社に命じている。それは上述同法第一條に明規してあるところの日本赤十字社の目的以外の国内的事業を日本赤十字社に行わしめることであつて、第一條と第三十五條とは全然矛盾した規定であることを現示している。このように矛盾不合法な日本赤十字社法は立憲国として有効に存在せしむべきものではないから、同法の全面的改正を實現せられたいとの請願。
第一三七七号 昭和三十一年五月二日受理
健康保険法改正反対に関する請願
請願者 栃木市入舟町二ノ三二 中島義雄外四万三千五百九名
紹介議員 相馬 助治君
今回厚生省発表の新医療費体系並びに、健康保険法改正案は、国民の医療費をたかめ、医療を受けることを困難ならしめ、特に社会保険被保険者の受

診を制約し、国民医療を低下させるものであるから、かかる法案は極力阻止するとともに、政府は公平なる機構を設けて検討した上、国民医療の完ぺきを期するよう立法措置を講ぜられたいとの請願。

第一三八〇号 昭和三十一年五月二日受理
あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道

整復師法第五条改正に関する請願
請願者 熊本県宇土郡三角町熊本真柔道整復師会内
西口清外三十二名

紹介議員 一松 定吉君

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第五条の規定によつて患者の不利不便と苦痛は、じん大なものがあるから、同法第五条但書の「応急」を「單純なる脱臼骨折」と改正し、患者が安心して柔道整復師の治療を受けられるよう善処せられたいとの請願。

第一四〇一号 昭和三十一年五月七日受理
健康保険法改正反対に関する請願

請願者 愛媛県温泉郡北吉井村国立愛媛療養所内 大田唯三

紹介議員 湯山 勇君

この請願の趣旨は、第一三七七号と同じである。

第一四〇二号 昭和三十一年五月八日受理
教護院の国立移管に関する請願

請願者 京都府船井郡園部町淇陽学校内 渡辺英信

紹介議員 中山 壽彦君

現下未だの青少年の不良化は教護事業を国営として教護院の機能を強化することによつて激減することができ、また教護の重要性、困難性、特殊性等からみても教護事業は国家の事業でなければならぬ。現に教護院の経常費の八割は国庫負担であり、全部を国立に移管しても国家の財政にはなほだしい影響をきたすことはないから、これが実現を促進せられたいとの請願。

第一四〇三号 昭和三十一年五月八日受理
療術既得権存続に関する請願

請願者 京都市中京区裏寺町通四條上ル裏寺町六〇九 山下重藏

紹介議員 瀧井治三郎君

昭和三十年法律第六十一号により療術は、昭和三十三年限り禁止されることになつてゐるが、これはわが国の保健衛生に寄与してきた既得権の事実を、つ殺し、理由なく既得権を奪うものであり承服できないから、第二十二特別国会における附帯決議を実現して手技、電気、光線、温熱、刺げき療術が、それぞれ従来の名称により業務のできるようすみやかに立法措置を講ぜられたいとの請願。

第一四〇四号 昭和三十一年五月八日受理
健康保険法改正反対に関する請願

請願者 埼玉県川越市野田町一三六 加藤唯四郎外四名

紹介議員 天田 勝正君

この請願の趣旨は、第一三七七号と同じである。

第一四一九号 昭和三十一年五月九日受理
健康保険法改正に関する請願

請願者 岩手県議會議長 内村 一三

紹介議員 川村 松助君

健康保険法の改正案によると、標準報酬最低額の引き上げ並びに入院患者に対する一部自己負担等の制度が設けられており、社会保障制度を後退させるような諸点が見られるから(一)医療保障の後退ならぬよう善処すること、(二)保険財政の健全化のため国庫負担を増額すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一四二〇号 昭和三十一年五月九日受理
療術既得権存続に関する請願

請願者 岩手県盛岡市油町三二六 岡本留蔵外二名

紹介議員 川村 松助君

この請願の趣旨は、第一四〇三号と同じである。

第一四二二号 昭和三十一年五月九日受理
医師法第二十二條等改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区下馬一ノ北八ノ四 奥山伸

紹介議員 八木 幸吉君

医師の本分としての医療を完全に遂行するために、医師法第二十二條を(処方せん交付義務)医師は、患者から薬剤の交付にかえて処方せんの求めがあつた場合には、これを交付しなければならぬ(但し、その診療上特に支障があるときはこの限りでない)と改正するとともに、薬事法第二十二條を薬剤

師でない者は、販売または授与の目的で調剤してはならない(但し、医師、歯科医師または獣医師が自己の処方せんにより自ら調剤し、または薬剤師に調剤させる場合はこの限りでない)と改正せられたいとの請願。

第一四二七号 昭和三十一年五月九日受理
老人福祉法制定等に関する請願(七通)

請願者 長崎市麹屋町七五 下村亨外九百七名

紹介議員 松原 一彦君

老人の生活を最も有意義に最も楽しく、かつ健康にして幸福にみちあふれたものとするため、すみやかに老人福祉法を制定するとともに、全国市町村に老人クラブを設置せられたいとの請願。